

租 税 特 別 措 置 法 の 改 正 に つ い て

(清酒等及びビールに係る酒税の税率の特例)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 5 号)が、平成 25 年 4 月 1 日に施行され、「清酒等に係る酒税の税率の特例(租税特別措置法第 87 条)」及び「ビールに係る酒税の税率の特例(同法第 87 条の 6)」については、それぞれ適用期限が延長されました。

平成 25 年 4 月 1 日以降移出する清酒等及びビールに係る酒税の軽減割合及び適用期間については、次のとおりとなります。

1 清酒等に係る酒税の税率の特例

租税特別措置法第 87 条に規定されている「清酒等に係る酒税の税率の特例」については、その適用期限が 5 年(平成 30 年 3 月 31 日まで)延長されました。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降移出する清酒等に係る酒税の軽減割合については、表のとおりとなり、平成 28 年 4 月 1 日以降は、前年度の課税移出数量の区分に応じた軽減割合が適用されます。

【清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量	軽減割合					
	改正前 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	20%	20%	20%	20%	10%	10%
1,000kℓ以下					20%	20%

(注) 被災酒類製造者については、別途、震災特例法の現行軽減割合(6.25%)が平成 28 年 3 月末まで適用され、上記と合わせて 25%が軽減されます。

【合成清酒及び発泡酒の軽減割合】

前年度の課税移出数量	軽減割合					
	改正前 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	10%	10%	10%	10%	5%	5%
1,000kℓ以下					10%	10%

(注) 1 被災酒類製造者については、別途、震災特例法の現行軽減割合(6.25%)が平成 28 年 3 月末まで適用され、上記と合わせて 15.625%が軽減されます。

2 発泡酒のうち「原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 50%以上のもの」又は「アルコール分が 10 度以上のもの」は、従前と同様にこの特例措置の対象になりません。

2 ビールに係る酒税の税率の特例

租税特別措置法第 87 条の 6 に規定されている「ビールに係る酒税の税率の特例」については、その適用期限が 3 年（平成 28 年 3 月 31 日まで）延長されました。

なお、平成 25 年 4 月 1 日以降移出するビールに係る酒税の軽減割合及び適用期間については、「初めてビールの製造免許を受けた日」に応じて、表のとおりとなり、平成 27 年 4 月 1 日以降は、前年度の課税移出数量の区分に応じた軽減割合が適用されます。

（注）平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで（平成 22 年改正法附則第 126 条第 2 項）又は平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（平成 25 年改正法附則第 88 条第 2 項）の間に初めてビールの製造免許を受けた製造者の軽減割合の適用については、それぞれ経過措置が設けられています。

【平成 20 年 3 月 31 日以前に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合			
	改正前 (24 年度)	25 年度	26 年度	27 年度
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	15%	15%	15%	7.5%
1,000kℓ以下				15%

【平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合			
	改正前 (24 年度)	25 年度	26 年度	27 年度
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	20%	① 20%		7.5%
1,000kℓ以下		又は ② 15%		15%

（注）①の割合は、初めてビールの製造免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までの軽減割合

②の割合は、①の期間経過後の軽減割合

例えば、平成 20 年 7 月 10 日に初めてビールの製造免許を受けた場合、平成 25 年 4 月分から同年 7 月分までの軽減割合は①の割合（20%）、同年 8 月分から平成 27 年 3 月分までの軽減割合は②の割合（15%）となります。

【平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合				
	改正前 (24 年度)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度以降
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	15%	15%	15%	① 15%	① 15%
1,000kℓ以下				② 7.5%	

(注) ①の割合は、初めてビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの軽減割合

②の割合等は、①の期間経過後の軽減割合等

例えば、平成22年7月10日に初めてビールの製造免許を受けた場合、平成26年度の課税移出数量が1,000kℓ超1,300kℓ以下の製造者の平成27年4月分から同年7月分までの軽減割合は①の割合(15%)、同年8月分から平成28年3月分までの軽減割合は②の割合(7.5%)となり、同年4月以降は特例措置の適用がありません。

【平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた場合】

前年度の課税移出数量	軽減割合				
	改正前 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度以降
1,300kℓ以下～1,000kℓ超	—	15%	15%	7.5%	① 7.5% 又は ② 適用なし
1,000kℓ以下				15%	① 15% 又は ② 適用なし

(注) ①の割合は、初めてビールの製造免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までの軽減割合

②は、①の期間経過後の特例の適用

例えば、平成25年7月10日に初めてビールの製造免許を受けた場合、平成28年4月から平成30年7月分までの軽減割合は、前年度課税移出数量の区分により、7.5%(1,000kℓ超1,300kℓ以下の製造者)又は15%(1,000kℓ以下の製造者)となり、同年8月以降は特例措置の適用がありません。

【参考】

- 特例の対象となる製造者の範囲及び特例の限度数量は、従前のとおりです。

特例の対象となる製造者

前年度(4月から3月)の課税移出数量が1,300kℓ以下である者

特例の適用限度数量

各年度(4月から3月)に移出する酒類の品目ごとに200kℓまで

- 被災酒類製造者とは、従前のとおり、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者として、国税庁長官の確認を受けた者をいいます。

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。